

令和元年第6回

中津川市議会（定例会）議案

令和元年11月28日

## 令和元年第6回中津川市議会（定例会）議案目次

議第112号	中津川市監査委員条例及び中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議第113号	中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議第114号	中津川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について・・・・・・・・	23
議第115号	中津川市分担金等徴収条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
議第116号	中津川市公民館の設置等に関する条例等の一部改正について・・・・・・・・	27
議第117号	中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について・・・・・・・・	30
議第118号	中津川市下水道事業等に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
議第119号	財産の処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
議第120号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
議第121号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
議第122号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
議第123号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
議第124号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
議第125号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
議第126号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54

議第 1 2 7 号

新市建設計画の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5

議第112号

中津川市監査委員条例及び中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市監査委員条例及び中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方自治法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市監査委員条例及び中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例

(中津川市監査委員条例の一部改正)

第1条 中津川市監査委員条例(昭和39年中津川市条例第5号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第1条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 中津川市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年中津川市条例第24  
号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第113号

中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償等を定めるため、この条例を定めようとする。

## 中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、中津川市職員の給与に関する条例（昭和32年中津川市条例第21号。以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）を準用し、職種の区分に応じて適用する。

2 前項の職種の区分については、市の規則で定めるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、給与条例第3条第3項に規定する別表第3及び別表第4に定める級別基準職務表を準用する。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市の規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第6条 給与条例第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第8条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員をいう。）について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第7条 給与条例第12条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第8条 給与条例第12条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第9条 フルタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及びその支給の方法は、中津川市職員特殊勤務手当支給条例（平成元年中津川市条例第10号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定を準用する。

2 フルタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当の額は、特殊勤務手当条例第2条に規定する額の範囲内において規則で定める。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第10条 給与条例第14条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同項中「勤務時間条例第8条の4に規定する時間外勤務代休時間である場合、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日」と、「勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日」とあるのは「代休

日」と、「勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日」とあるのは「年末年始の休日」と、「勤務時間条例第11条に規定する休暇（組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員について定められた有給の休暇」と、「第18条」とあるのは「中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中津川市条例第 号）第16条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第11条 給与条例第15条第1項、第3項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条第1項中「正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第18条」とあるのは「中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条」と、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた」とあるのは「あらかじめ当該会計年度任用職員について割り振られた」と、「第18条」とあるのは「中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条」と、同条第4項中「第18条」とあるのは「中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第12条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員」とあるのは「毎日曜日を週休日と定められているフルタイム会計年度任用職員」と、「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日」とあるのは「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日」と、「勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「おいて正規の勤務時間」とあるのは「おいて当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。））」と、「第18条」とあるのは「中津川市会計年度任用職員の給与

及び費用弁償に関する条例第16条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当)

第13条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第14条 給与条例第19条第1項及び第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第19条第1項の勤務は、第11条の規定により準用する給与条例第15条第1項、第12条の規定により準用する給与条例第16条及び前条の規定により準用する給与条例第17条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の端数処理)

第15条 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第11条の規定により準用する給与条例第15条第1項、第12条の規定により準用する給与条例第16条及び第13条の規定により準用する給与条例第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第16条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第17条 給与条例第20条から第20条の3まで(第20条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額以内」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期

の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 12月に期末手当を支給する場合において、任期の定めが6月未満のフルタイム会計年度任用職員で当会計年度の末日まで任期があり、かつ、同日の翌日に任期が2月以上のフルタイム会計年度任用職員として任用が行われないことが明らかではない者は、第1項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の退職手当）

第18条 給与条例第24条の規定は、フルタイム会計年度任用職員（退職手当を支給しないことを任用条件として通知したうえで任用した者を除く。）について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第19条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、別表に定める職種の区分に応じ、同表に定める額を超えない範囲内において市の規則で定める額（以下「基準月額」という。）に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年中津川市条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた額) とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第20条 特殊勤務手当条例第2条に規定する手当の種類に該当する勤務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の報酬の額については、特殊勤務手当条例第2条に規定する額の範囲内において市の規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第21条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度

任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第22条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）による休日等及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第23条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第24条 第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第21条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第25条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額以内の額で市の規則で定める額」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額及び広域異動手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第26条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市の規則で定める期日

に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第27条 第21条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第19条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市の規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第19条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第19条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間あたりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第19条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
- (3) 時間額による報酬 前項第3号の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第28条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規

の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日になる代休日。以下同じ。）又は年末年始の休日である場合、パートタイム会計年度任用職員について市の規則で定められた有給の休暇（以下「有給の休暇」という。）による場合その他その勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことについて特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

（会計年度任用職員の給与からの控除）

第29条 給与条例第14条第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第30条 第19条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が市の規則により別に定めるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第31条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条の4第1項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額は、給与条例第12条の4第2項に規定する額の範囲内において市の規則で定める額とする。

- 3 通勤に係る費用弁償の支給日及び返納については、給与条例第12条の4第5項及び第6項の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償）

第32条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、中津川市職員旅費支給条例（昭和29年中津川市

条例第3号)の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務の級は、給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表(一)における2級以下に相当するものとする。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

第2条 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者及び法第3条第2項に規定する一般職として任用されていた職員のうち常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)として任用されていた者に係る令和元年12月2日以降当該日までの引き続き当該職としての在職期間については、第17条及び第25条において準用する給与条例第20条第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

(給与改定の不適用)

第3条 人事院の勧告による国家公務員の給与改定に準じ、給与条例を改正し、当該改正の年度における給与について当該改正後の規定が適用された場合においても、会計年度任用職員の当該改正の年度における給与については、当該改正後の規定は適用しない。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(中津川市職員定数条例の一部改正)

第5条 中津川市職員定数条例(昭和29年中津川市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「法第22条に規定する臨時的任用職員」を「法第22条の2

第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(中津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 中津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年中津川市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(中津川市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 中津川市職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和26年中津川市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「任期(法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期をいう。以下同じ。)を超えない範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「任期に満たない場合」と、「3年を超えない限度」とあるのは「任期を超えない限度」とする。

(中津川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 中津川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和35年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第2項」を「第29条第4項」に改める。

第4条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年中津川市条例第 号)第19条に規定するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額)」を加える。

(中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 中津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年中津川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第3項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第19条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市の規則で定める。

(中津川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 中津川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第9条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 中津川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年中津川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(中津川市各種委員等給与条例の一部改正)

第12条 中津川市各種委員等給与条例(昭和32年中津川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1地方公務員法第3条第3項第3号に該当する職にある者の項中「に該当する職にある者」を「及び第3号の2に該当する職にある者(別にこの表に定める者を除く。)」に改める。

(中津川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第13条 中津川市職員の給与に関する条例(昭和32年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。)」を加える。

第3条第2項中「第22条の2に規定する職員以外のすべて」を「全て」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第17条の2 第14条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第22条の2を削る。

(中津川市職員旅費支給条例の一部改正)

第14条 中津川市職員旅費支給条例(昭和29年中津川市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に定める一般職の職員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)に定める公立学校の職員を除く。)」を「一般職の職員(地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項の規定により、給料及び旅費の支給を受ける職員をいう。)」に改める。

第7条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(中津川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第15条 中津川市職員の退職手当に関する条例(昭和37年中津川市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常時勤務する職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、同項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第16条 中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成25年中津川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項第1号の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当とする。ただし、同項第1号に掲げる職員については、これらのうち退職手当を除く。

第3条中「中津川市職員の給与に関する条例（昭和32年中津川市条例第21号）」の次に「、中津川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中津川市条例第 号）」を加える。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第17条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年中津川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員並びに同法」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、企業手当及び退職手当とする。ただし、同項第1号に掲げる職員については、これらのうち退職手当を除く。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第18条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年中津川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号の次に次の1号を加える。

（5） 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

別表（第19条関係）

職種の区分	月額
-------	----

<p>(1) 給与条例別表第1行政職給料表（一）の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務であって、単純かつ補助的な業務</p>	<p>給与条例別表第1行政職給料表（一）の2級の最高号級の額</p>
<p>(2) 給与条例別表第2ア医療職給料表（一）の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務</p>	<p>給与条例別表第2ア医療職給料表（一）の3級における最高号給の額</p>
<p>(3) 給与条例別表第2イ医療職給料表（二）の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務</p>	<p>給与条例別表第2イ医療職給料表（二）の2級における最高号給の額</p>
<p>(4) 給与条例別表第2ウ医療職給料表（三）の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務</p>	<p>給与条例別表第2ウ医療職給料表（三）の2級における最高号給の額</p>
<p>(5) 中津川市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成25年中津川市条例第30号）の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務であって、単純かつ補助的な業務</p>	<p>中津川市技能労務職員の給与その他の勤務条件に関する規則（平成25年中津川市規則第58号）別表第1行政職給料表（二）の2級の最高号級の額</p>

議第114号

中津川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

中津川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 中津川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

中津川市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年中津川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議第115号

中津川市分担金等徴収条例の一部改正について

中津川市分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

ライフライン保全対策事業に係る分担金を徴収するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市分担金等徴収条例の一部を改正する条例

中津川市分担金等徴収条例（平成12年中津川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

ライフライン保全対策事業	事業に要する経費の額に100分の50を乗じて得た額を超えない範囲内で市長が定める額
--------------	---

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第116号

中津川市公民館の設置等に関する条例等の一部改正について

中津川市公民館の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市阿木交流センターの建設に伴い、阿木公民館、阿木事務所及び国民健康保険阿木診療所を移転するため、この条例を定めようとする。

## 中津川市公民館の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(中津川市公民館の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市公民館の設置等に関する条例（昭和39年中津川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中津川市阿木公民館の項中「33番地」を「27番地の1」に改める。

(中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正)

第2条 中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例（平成21年中津川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1阿木公民館の部を次のように改める。

阿木公民館	小会議室	160円	220円	220円
	中会議室	330円	440円	440円
	大会議室（全）	660円	880円	880円
	大会議室（大）	490円	660円	660円
	大会議室（小）	330円	440円	440円
	和室	160円	220円	220円
	料理実習室	490円	660円	660円

(中津川市地域事務所設置条例の一部改正)

第3条 中津川市地域事務所設置条例（平成11年中津川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中津川市阿木事務所の項中「33番地」を「27番地の1」に改める。

(中津川市国民健康保険診療所等の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 中津川市国民健康保険診療所等の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中津川市国民健康保険阿木診療所の項中「219番地の2」を「27番地の1」に改める。

附 則

この条例は、令和2年5月7日から施行する。

議第117号

中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正について

中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市舞台峠テニスコートを廃止するため、この条例を定めようとする。

中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例及び中津川市文化スポーツ施設  
等使用料等徴収条例の一部を改正する条例

(中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 中津川市スポーツ施設の設置等に関する条例（昭和60年中津川市条例第  
18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中津川市舞台峠テニスコートの項を削る。

(中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例の一部改正)

第2条 中津川市文化スポーツ施設等使用料等徴収条例（平成21年中津川市条例  
第39号）の一部を次のように改正する。

別表第8 中津川市舞台峠テニスコートの項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議第118号

中津川市下水道事業等に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整理について

中津川市下水道事業等に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市下水道事業等に地方公営企業法の全部を適用するため、この条例を定めようとする。

中津川市下水道事業等に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整理に関する条例

(中津川市行政組織条例の一部改正)

第1条 中津川市行政組織条例(平成16年中津川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号ウを次のように改める。

ウ 浄化槽(中津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年中津川市条例第21号)第1条に定める下水道事業に係るものを除く。)に関する事。

第2条第11号エを削る。

(中津川市職員定数条例の一部改正)

第2条 中津川市職員定数条例(昭和29年中津川市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の事務部局の項中「750人」を「735人」に、同表公営企業の事務部局の項中「19人」を「34人」に改める。

(中津川市特別会計条例の一部改正)

第3条 中津川市特別会計条例(昭和39年中津川市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次に掲げる事業についてはその事業」を「中津川市駅前駐車場事業」に改め、同条各号を削る。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出しを「(歳入及び歳出)」に改め、同条を第2条とする。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「第1条第1号」を「第1条」に改め、同条を第3条とする。

(中津川市積立基金条例の一部改正)

第4条 中津川市積立基金条例(昭和53年中津川市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表特定環境保全公共下水道事業財政調整基金の項及び農業集落排水事業財政調整基金の項を削る。

(中津川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 中津川市水道事業の設置等に関する条例(昭和42年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「、水道事業」を「水道事業を、下水を排除し、又は処理するため下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び個別排水処理事業をいう。以下同じ。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 水道事業の給水区域、計画給水人口及び計画1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。

3 下水道事業の名称、位置、計画人口及び計画1日最大処理能力並びに処理能力日平均及び処理人口は、別表第2のとおりとする。

第2条第4項を削る。

第3条第1項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)」を「令」に、「基づき」を「より」に改め、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項中「基づき水道事業の」を「より、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)の権限に属する」に改める。

第4条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「価額」を「価格」に、「若しくは動産又は不動産の信託の受益権の買入れ又は譲渡(」を「又は動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、」に、「とする」を「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする」に改める。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改め、

「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第6条の見出し中「負担付き」を「負担付き」に改め、同条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「基づき」を「より」に、「負担付き」を「負担付き」に改める。

第7条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「基づき」を「より」に改め、「10月1日から」の次に「翌年の」を加え、「5月31日」を「同年5月31日」に改め、同条第2項第3号中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

本則の次に次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

事業名	給水区域	計画給水人口 (人)	計画1日最大 給水量 (m <sup>3</sup> )
中津川市水道事業	手賀野、駒場、中津川、苗木、瀬戸、千旦林、茄子川、落合、阿木、飯沼、神坂、山口、馬籠、坂下、上野、川上、加子母、付知町、田瀬、下野、福岡、高山及び蛭川の各一部地域	94,800	45,300

別表第2（第2条関係）

その1

事業名	施設の名称	位置	計画人口 (人)	計画1日最大 処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
公共下水道事業	中津川市浄化管理センター	中津川市駒場16 57番地の6	21,000	20,000
	坂本浄化センター	中津川市茄子川1 2番地の2	7,100	2,200
特定環境保全公共	落合浄化センター	中津川市落合45 8番地の4	2,910	1,500

下水道事業	苗木浄化センター	中津川市苗木 4 1 2 7 番地の 1 1 0	4, 9 0 0	3, 5 0 0
	まごめ浄化センター	中津川市馬籠 4 6 0 0 番地 2	7 2 0	6 0 0
	坂下浄化センター	中津川市坂下 3 4 5 6 番地 1	5, 1 0 0	2, 7 0 0
	付知クリーンセンター	中津川市付知町 1 1 3 0 5 番地 2	6, 2 0 0	2, 9 0 0
	福岡クリーンセンター	中津川市福岡 1 2 2 3 番地 1	2, 7 0 0	1, 5 6 0
	蛭川浄化センター	中津川市蛭川 4 2 3 1 番地 1	2, 8 0 0	1, 1 8 0

その2

事業名	施設の名称	位置	計画人口 (人)	処理能力日平均 (m <sup>3</sup> /日)
農業集落排水事業	坂本北部クリーンセンター	中津川市千旦林 1 7 2 7 番地の 3	2, 7 9 0	7 5 6
	阿木クリーンセンター	中津川市阿木 1 5 8 6 番地の 1	1, 9 2 0	5 1 9
	川上農業集落排水処理施設	中津川市川上 1 8 7 7 番地 1	1, 7 6 0	4 7 6
	加子母北部処理施設	中津川市加子母 1 7 3 9 番地	1, 4 1 0	3 8 1
	加子母中部処理施設	中津川市加子母 3 8 2 2 番地 1 4 2	1, 5 1 0	4 0 8
	加子母南部処理施設	中津川市加子母 6 0 8 2 番地	2, 7 7 0	7 4 8
	田瀬クリーンセンター	中津川市田瀬 1 7 7 3 番地	1, 5 1 0	4 0 8

高山クリーンセンター	中津川市高山 1 0 7 1 番地 8	9 4 0	2 5 4
蛭川南部地区農業集落排水処理施設	中津川市蛭川 5 5 3 9 番地 1 0	1, 0 3 0	2 7 8

その 3

事業名	施設の名称	位置	処理人口 (人)
農業集落排水事業	加子母浅島処理施設	中津川市加子母 1 9 1 9 番地	6 0
	加子母山下処理施設	中津川市加子母 2 0 2 4 番地	3 0

その 4

事業名	施設の名称	位置
個別排水処理事業	個別排水処理施設	川上地区、加子母地区、田瀬地区及び高山地区において、市が実施する農業集落排水事業と一体的に整備する区域

(中津川市下水道条例の一部改正)

第 6 条 中津川市下水道条例 (昭和 6 3 年中津川市条例第 2 4 号) の一部を次のように改正する。

目次中「(第 1 条—第 3 条)」を「(第 1 条・第 2 条)」に、「(第 4 条—第 8 条)」を「(第 3 条—第 7 条)」に、「(第 9 条—第 1 3 条)」を「(第 8 条—第 1 2 条)」に、「(第 1 4 条—第 2 5 条)」を「(第 1 3 条—第 2 4 条)」に、「(第 2 6 条—第 3 3 条)」を「(第 2 5 条—第 3 2 条)」に、「(第 3 4 条—第 3 6 条)」を「(第 3 3 条—第 3 5 条)」に改める。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

第 4 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同条第 2 号中「最少限度」を「最小限度」に改め、同条第 3 号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長 (以下「市長」という。) が別に」に改め、同条第 5 号中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 号中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第 4 条とする。

第6条中「第4条」を「第3条」に改め、同条第2号中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第2号中「どろため」を「泥ため」に改め、同条第6号中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第7条とする。

第9条第2号中「規則の」を「市長が別に」に改め、同条第3号及び第4号中「こう配」を「勾配」に改め、第3章中同条を第8条とする。

第10条第3号中「最少限度」を「最小限度」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第11条とする。

第13条第2項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第12条とし、第4章中第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第1項第10号中「もの。」を「もの」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条第1項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項及び第2項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第19条とし、第21条を第20条とする。

第22条第2項第3号中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第21条とし、第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第5章中第26条を第25条とする。

第27条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第26条とし、第28条を第27条とする。

第29条第1項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第31条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第30条とし、第32条を第31条とする。

第33条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第32条とする。

第34条中「を科する」を「に処する」に改め、同条第1号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第2号中「第12条」を「第11条」に改め、同条第3号中「第13条第1項」を「第12条第1項」に改め、同条第4号中「第15条、第16条又は第18条」を「第14条、第15条又は第17条

」に改め、同条第5号中「第19条又は第20条第1項」を「第18条又は第19条第1項」に改め、同条第6号中「第23条」を「第22条」に改め、同条第7号中「第30条第2項」を「第29条第2項」に改め、同条第8号中「第11条第1項又は第27条」を「第10条第1項又は第26条」に、「第11条第2項前段、第19条又は第20条第1項」を「第10条第2項前段、第18条又は第19条第1項」に、「第22条第2項第3号」を「第21条第2項第3号」に、「第23条」を「第22条」に改め、第6章中同条を第33条とする。

第35条中「を科する」を「に処する」に改め、同条を第34条とし、第36条を第35条とする。

(中津川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第7条 中津川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和62年中津川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第6条第5項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第11条第2項中「、その端数金額」を「その端数金額を」に、「、その全額」を「その全額」に改める。

第12条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例の一部改正)

第8条 中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例(平成22年中津川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第11条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(中津川市公共下水道事業区域外流入受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正)

第9条 中津川市公共下水道事業区域外流入受益者負担金及び分担金徴収条例(平成21年中津川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に、「時は」を「ときは」に改め、同条第2号中「時は」を「

ときは」に改める。

第5条第1項及び第12条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第10条 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成11年中津川市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第11条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正)

第11条 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例(平成17年中津川市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第11条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(中津川市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正)

第12条 中津川市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例(平成5年中津川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中津川市農業集落排水処理施設条例

第1条中「設置等」を「管理等」に改める。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条第1項中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」が別に」に改め、同条第2項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「規則で」を「市長が別に」に、「第12条」を「第11条」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第7条とする。

第10条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条第2項第3号中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第12条とし、第15条を第13条とし、第15条の2を第14条とし、第16条を第15条とする。

第16条の2第1項中「第7条」を「第5条」に改め、同条を第16条とする。  
第22条を第25条とする。

第21条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第24条とし、第20条を第23条とする。

第19条中「暗渠」を「暗渠<sup>きよ</sup>」に、「第6条」を「第4条」に、「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第22条とし、第18条を第21条とし、第17条を第20条とする。

第16条の5中「第16条の2」を「第16条」に、「第16条」を「第15条」に改め、同条を第19条とし、第16条の4を第18条とし、第16条の3を第17条とする。

別表中「第16条」を「第15条」に改める。

(中津川市個別排水処理施設の設置等に関する条例の一部改正)

第13条 中津川市個別排水処理施設の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第55号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中津川市個別排水処理施設条例

第1条中「設置及び」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）が別に」に改め、同条第2項中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第2項第3号中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第10条

とし、第12条を第11条とする。

第13条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「規則で」を「市長が別に」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とする。

(中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正)

第14条 中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例(平成17年中津川市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条中「受益者」を「「受益者」」に改める。

第4条第1項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第9条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(中津川市水道事業給水条例の一部改正)

第15条 中津川市水道事業給水条例(平成9年中津川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「中津川市水道事業の設置等に関する条例」を「中津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第2条第2項」を「別表第1」に改める。

(中津川市情報公開条例の一部改正)

第16条 中津川市情報公開条例(平成25年中津川市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長」を「市長(公営企業管理者の権限を含む。)」に改める。

第7条第1号ウ中「第2条に規定」を「第3条に規定」に改める。

(中津川市個人情報保護条例の一部改正)

第17条 中津川市個人情報保護条例(平成11年中津川市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長」を「市長(公営企業管理者の権限を含む。)」に改め、同条第6号中「番号法」を「番号利用法」に改める。

第28条第1項第1号中「同法」を「番号利用法」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(中津川市特別会計条例の一部改正に関する経過措置)
- 2 第2条の規定による改正前の中津川市下水道事業、中津川市農業集落排水事業、中津川市特定環境保全公共下水道事業及び中津川市個別排水処理事業に係る特別会計（以下「旧会計等」という。）に属する出納は、令和2年3月31日をもって閉鎖し、決算する。この場合において、歳入歳出差引不足額又は残額が生じた場合は、中津川市下水道事業会計がこれを引き継ぐ。
- 3 旧会計等に属する資産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、中津川市下水道事業会計がこれを引き継ぐ。

議第119号

財産の処分について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第3条の規定により、次のとおり財産を処分したいので、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

1 物件の表示

所在地	地目	面積（平方メートル）
中津川市千旦林字坂本1417番26	宅地	5,443.48
中津川市千旦林字坂本1417番27	宅地	17,315.77
中津川市千旦林字坂本1417番28	宅地	995.81
合計面積		23,755.06

2 売払い金額 129,665,660円

3 売払いの相手方 名古屋市東区東桜一丁目1番10号

大同特殊鋼株式会社

代表取締役社長執行役員 石黒 武

議第120号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

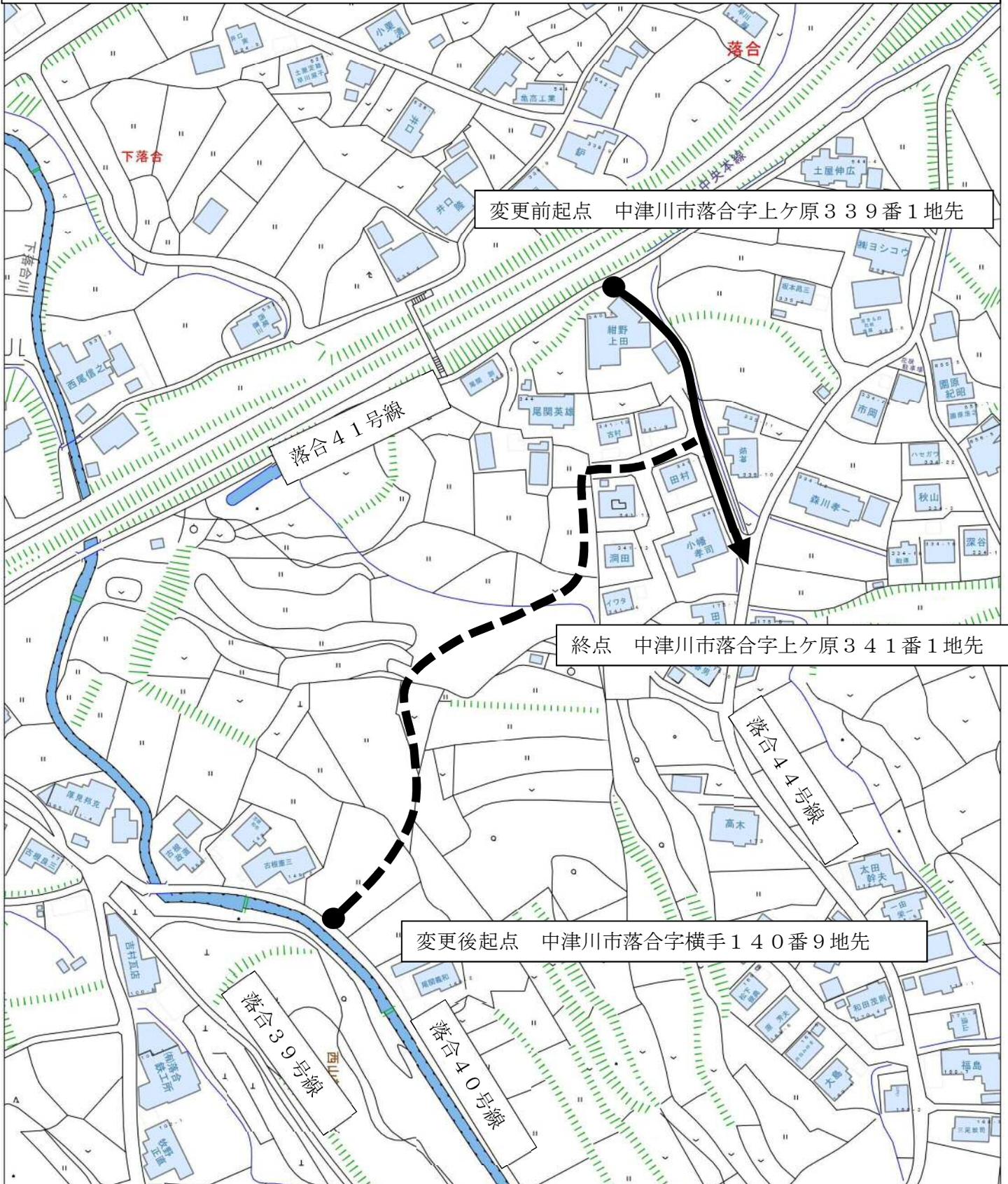
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
4042	落合42号線	前	中津川市落合字上ケ原339番1地先	
			中津川市落合字上ケ原341番1地先	
		後	中津川市落合字横手140番9地先	
			中津川市落合字上ケ原341番1地先	

位置図

縮尺 1/2,000

(資料)



変更前起点 中津川市落合字上ケ原339番1地先

終点 中津川市落合字上ケ原341番1地先

変更後起点 中津川市落合字横手140番9地先

路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
4042	落合42号線	変更前	119.00	2.00~4.00	
		変更後	297.00	4.00~11.00	

議第121号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
2011	苗木11号線	前	中津川市苗木字柿野48番327地先	
			中津川市苗木字柿野48番374地先	
		後	中津川市苗木字柿野8494番1地先	
			中津川市苗木字柿野48番12地先	



議第122号

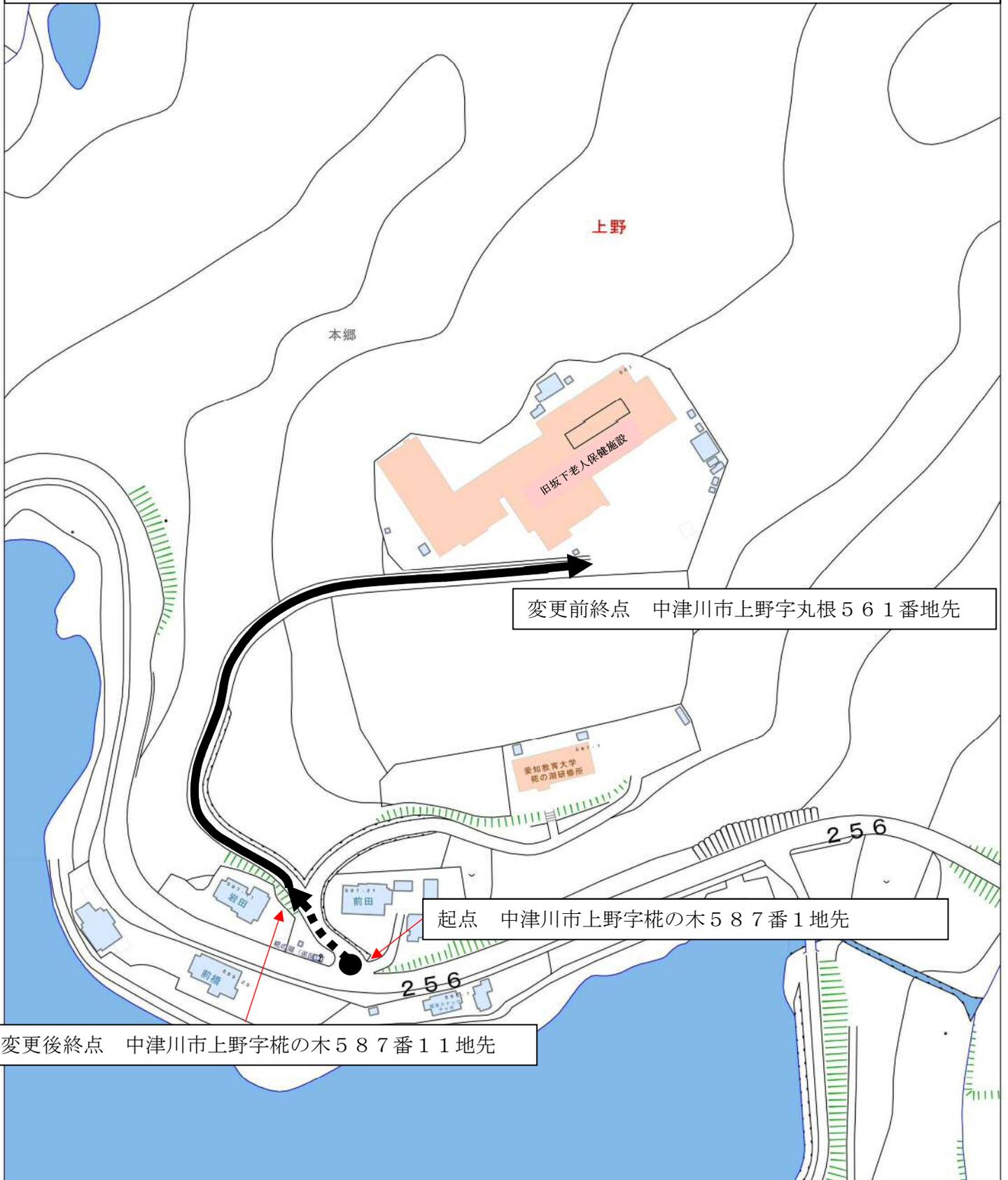
市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起 点
			終 点
8090	坂下90号線	前	中津川市上野字椈の木587番1地先
			中津川市上野字丸根561番地先
		後	中津川市上野字椈の木587番1地先
			中津川市上野字椈の木587番11地先



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
8090	坂下90号線	変更前	290.40	5.55~14.50	
		変更後	35.00	5.55~14.50	

議第123号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	加子母B&G海洋センター 下呂市御厩野3015番地102
指定管理者	下呂市森1234番地1 特定非営利活動法人 わくわくプラザ
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議第124号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市福岡公民館 中津川市福岡716番地2
	常盤座 中津川市高山1026番地1
指定管理者	中津川市福岡716番地2 ふくおかまちづくり協議会
指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議第125号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	明治座 中津川市加子母4793番地2
指定管理者	中津川市加子母3519番地2 特定非営利活動法人 かしもむら
指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議第126号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市障がい者就労支援事業所 さかした 中津川市坂下1523番地1
	中津川市障がい者就労支援事業所 かしも 中津川市加子母3822番地276
	中津川市障がい者就労支援事業所 ふくおか 中津川市福岡714番地2
指定管理者	中津川市かやの木町2番5号 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議第127号

新市建設計画の変更について

新市建設計画を別添のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

中津川市長 青山節児